Vol.2019-IS-150 No.14
2019/11/24

政府電子調達システムの現状と課題

本田正美[†1]

日本政府は、政府が行う調達について、その手続を電子的に行う方法として政府電子調達システム(GEPS)を提供している。同システムは 2014 年から運用開始されたものであり、2019 年にはマインナンバーカードへの対応もなされるなど、順次改修も行われている。本研究では、政府電子調達システムに関して、その現状と課題を論じる。

Current status and issues of government electronic procurement system

Masami HONDA[†1]

The Government of Japan provides Government Electronic Procurement System (GEPS) as a method for electronically conducting procedures for government procurement. The system has been in operation since 2014, and in 2019, it has been refurbished sequentially, including support for the my number card. In this study, we discuss the current situation and issues regarding the government electronic procurement system.

1. はじめに

日本政府は、政府が行う調達について、その手続を電子的に行う方法として政府電子調達システム(GEPS)を提供している。同システムは 2014 年から運用開始されたものであり、2019 年にはマインナンバーカードへの対応もなされるなど、順次改修も行われている。

本研究は、政府電子調達システム(GEPS)に関して、その現状と課題を論じるものである。

2. GEPS の概要

日本政府は、2014 年 3 月から、政府の行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続をインターネット経由で電子的に行う府省共通のシステムとして、政府電子調達システム(GEPS)を運用している[1]。同システムは、2019 年 1 月現在で、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、検察庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、中小企業庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、環境省、防衛省、会計検査院、最高裁判所が利用している[2]。

府省共通のシステムであることから、政府の行う調達について、GEPS を介することで統一的に手続きを行うことが可能とされている。調達に関する一連の手続である入札・契約・発注・納入検査・請求などがインターネット経由で電子的に処理されることになるのである。

GEPS を利用することにより、調達に係る事務手続が電子的に処理されることから、調達のために窓口に赴くことや書類の発送に係るコストが削減される。また、24 時間 365 日いつでもシステムの利用が可能である[1]。かように、調達に係る業務の効率化や利便性の向上が期待される。

図表 1　政府電子調達(GEPS)トップページ

(出典：https://www.geps.go.jp/より引用 1)

GEPS については、図表 1 のように Web サイトが開設さ

†1 東京工業大学
Tokyo Institute of Technology

1　本稿で参照した URL は全て 2019 年 10 月 23 日に最終確認を行った。

ⓒ 2019 Information Processing Society of Japan

れており、同サイトから調達手続に係る一連の作業を行うことが出来るようにされている。

3. GEPS の利用にあたって

GEPS の利用にあたっては、事前に別途開設されている調達ポータルにおいて、端末・環境設定と利用者申請が必要とされる。

調達ポータルについては、「これまで物品・役務等の資格情報、入札情報、契約情報等については、統一参加資格申請・調達情報提供サイトおよび政府電子調達システム(GEPS)で個別に提供されていましたが、調達ポータルを利用することにより、一元的な検索、提供が可能となります。また、調達ポータルから統一参加資格申請・調達情報提供サイトおよび政府電子調達システム(GEPS)を利用することで、統一参加資格取得～契約・請求までをワンストップで行うことができます。」[3]とされている。

つまり、調達ポータルは文字通り調達に係るポータルサイトとして開設されており、実際に入札や契約を行う作業を行う際には、同ポータルサイトから GEPS に転送されて、GEPS において各種手続きを行うという流れになるのである。

図表 2 にあるように、調達ポータルには、「入札・契約を行う」という箇所があり、ここから各アイコンをクリックすると、GEPS に転送される。

図表 2　調達ポータル「入札・契約を行う」

(出典：https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101 より引用)

調達ポータルにおける利用者申請は、電子証明書・マイナンバーカードを使用した利用者登録と ID/パスワードを使用した利用者登録が選択可能であるが、GEPS の利用にあたっては電子証明書・マイナンバーカードの使用が求められるため、電子証明書・マイナンバーカードを使用した利用者申請を行うことになる[4]。

なお、調達ポータルにおける利用者申請の完了後に、GEPS で利用する口座情報の登録および委任状作成・承認を行う必要もある[5]。

端末・環境設定については、調達ポータルプラグインのインストールやブラウザのセキュリティレベルの再設定が求められる[6]。加えて、電子証明書を利用する場合には、認証局が提供している電子証明書に関するクライアントソフトの設定が必要となる。

調達ポータルに係る端末・環境設定と利用者申請は以上で完了するが、その他に、GEPS についても利用者環境準備が必要とされる。具体的には、GEPS の利用に合わせたブラウザの設定、電子証明書やマイナンバーカード利用に合わせて各種必要とされるクライアントソフトウェアのインストール(JRE(Java Runtime Environment)や電子調達システム用プログラムのインストールなど)が求められる[7]。

利用者について認証手続きが必要とされることから、端末・環境設定が調達ポータルおよび GEPS のいずれにおいても利用者に対して求められており、インターネットに接続可能であれば、直ぐにそれらのシステムが利用可能であるというわけではない。場合によっては、利用者はカードリーダーも準備する必要もある。ただし、GEPS と調達ポータルはログインが共通化されていることから、利用者申請は一度しか行う必要がない。これは、2018 年 10 月に調達ポータルが開設され、それ以降に調達ポータルと GEPS の連携が図られたことによる措置の結果である[8]。

4. GEPS の提供機能

端末・環境設定と利用者申請が完了すると、実際に GEPS を利用することが出来るようになる。

GEPS では、「入札業務」・「入札結果確認」・「契約業務」に係る各種手続きをオンラインで行うことが出来るようにされている。調達に関する一連の手続である入札・契約・発注・納入検査・請求は、それぞれ上記の三つの機能のいずれかに分類されていることになる。

図表 3 は GEPS のトップページであるが、枠線で囲った部分にそれぞれ三つの提供機能が示されている。いずれのアイコンをクリックしても、調達ポータルにリダイレクトされ、図表 2 の画面が表示される仕様になっている。

図表 2 の中の「入札業務」・「入札結果確認」・「契約業務」のいずれかをクリックすると、ログインに利用する電子証明書について種別選択を行う画面に変移する。利用者申請

ⓒ 2019 Information Processing Society of Japan

時に登録した証明書の種別を選択して進むと、実際に各種の手続を行う画面に進むことになる。

実際に入札を行う場合には、募集中の調達情報を検索することから始まる。この調達情報の検索は調達ポータルにおいて提供されている機能である[9]。

図表 3　GEPS の提供機能

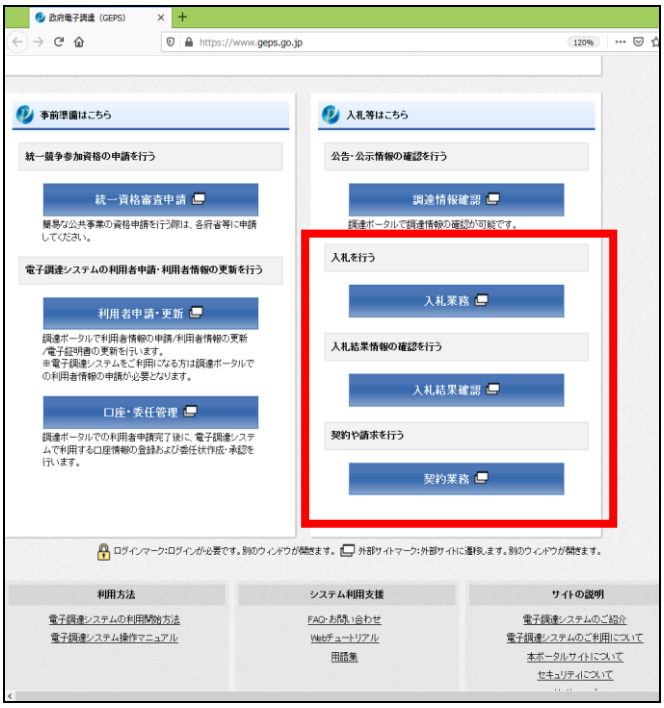

(出典：https://www.geps.go.jp/より引用)

調達案件の中から入札を行う案件を選択した後、次に入札に係る事務手続を行う。以下の一連の手続は GEPS を介してオンラインで行うことが出来るようになっている。

具体的には、入札に係る証明書および提案書の提出・入札(見積)書提出を行うことが出来る。また、一連の手続の中で、質問を行ったり、辞退届を提出したりすることも出来る。その他に通知書や入札の状況確認も GEPS を介して確認可能である。そして、入札結果公開後は入札結果も確認出来る[10]。

落札した場合には実際の契約へと手続が移行していく。具体的には、契約案件の登録と官側の確認、署名の実施、契約締結まで、GEPS を介してオンラインで完結させることが出来る。さらに、受発注のやりとりや請求も GEPS を利用することによってオンラインで実施可能である[11]。

5. GEPS の利用促進

2014 年 3 月から GEPS は運用されている。その利用促進を行うべく、GEPS の Web サイト上には、「電子調達システム操作マニュアル」[12]や「FAQ・お問い合わせ」[13]、「Web チュートリアル」[14]が用意されている。

さらに、総務省情報流通行政局が主催して、政府電子調達(GEPS)利用者講習会も実施されている。その講習テキスト[15]などの資料も公開されている。

GEPS では、政府の行う「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続をオンライン上で処理することが出来る。少なくない調達手続が GEPS を介してオンライン上で完結させることが可能となっているのである。

その利用状況については、総務省が 2018 年 12 月公表した資料によると、電子応札率が 2017 年度において 52.8%であるとされている[16]。同資料によると、2016 年度の電子応札率は 47.1%とされていることから、少しずつ電子応札率は増加している様子がうかがえる。

2019 年 5 月には、いわゆるデジタル手続法が成立した。これは、デジタル化に関わる四つの法律を改正するための法律であるが、その中には、行政手続における添付書類の削減を企図した改正も含まれている。同法の成立により、政府調達においても、その添付書類の削減が推進されるところとなる。これにより、GEPS の使い勝手もこれまで以上に向上する可能性がある。

6. GEPS の現状

ここまで見てきたように、GEPS は政府に係る調達手続について、それをオンライン上で完結させることを実現させるシステムである。

2018 年 10 月に調達ポータルが開設されて以降は、調達ポータルと GEPS との連携が図られ、調達ポータルが調達に関する一元的な窓口として機能している。つまるところ、GEPS から各種手続きに関する作業を行おうとすると、いったん調達ポータルに遷移し、その後に改めて GEPS で提供されるところの各種作業を行うことが可能となる。

これは、先に GEPS を開設し、後に調達ポータルを開設したが故に生じた事態である。調達ポータル開設前からの GEPS の利用者にとっては、屋上屋を重ねるような対応を政府が取っているように見える可能性があるだろう。ただし、GEPS の使い勝手に慣れた利用者にとっては、大きな変更が生じたわけではなく、従来通りの利用が可能であり、より広範な利用者を得るために採用された方法としては一定の合理性を有するものと考えられる。

少なくとも GEPS の現状として、同システム上で処理可能な手続については、同システムを利用することによって、当初企図されたように調達窓口への訪問や書類発送に係るコストが削減され、さらには 24 時間 365 日いつでもシステムの利用が可能であることから、一定の業務改善効果が見込まれるところである。総務省による試算では、インターネットを介した調達手続の増加は行政手続コストの削減につながる[16]。

ⓒ 2019 Information Processing Society of Japan

7. GEPS の課題

GEPS に関わり、その課題としてあげられるのは、まずその利用状況についてである。先の総務省の資料にもあったように、電子応札率は年々上昇しているとはいえ、50%を超えた程度という状況である[16]。いまだ従来の紙ベースでのやりとりが一定程度継続されているのである。いかに、その利用率を上げていくのか。今後も様々な工夫が求められるところである。

さらに、GEPS は、「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続に係る電子化を実現しているに過ぎない。「一部の公共事業」とあるように、GEPS が利用出来ない公共事業に係る調達手続が存在するのである。このように、対象となる手続が限定されている点も GEPS の課題となる。2019 年 5 月にデジタル手続法が成立したことに示唆されるように、今後も日本政府は行政手続に関する電子化・デジタル化を推進していくことが予想される。調達ポータルおよび GEPS についても、対象となる調達手続の拡張や利用促進が図られていくものと考えられる。

その他、調達ポータルおよび GEPS の利用にあたっては、端末・環境設定と利用者申請が必要とされるところ、いずれのその対応に手間がかかる。いずれも一度完了させれば、何度も更新するといった作業は生じにくいものであるが、例えば、端末・環境設定では、電子証明書に関するクライアントソフトが既にインストールされている場合、調達ポータルや GEPS の利用に際して、それをいったんアンインストールするという手間がかかる[6]。認証にかかわる処理などは容易に簡略化出来ないという事情がある可能性もあるが、システムの利用開始にあたって相応の手間が存在することがシステム利用の普及を妨げている可能性も捨てきれない。利用にあたってのマニュアルやチュートリアルの提供、さらには政府による講習会が実施されていることは先に指摘したとおりであるが、利用開始を後押しする取り組みが必要とされていることも GEPS の課題としてあげることが出来るだろう。

なお、調達ポータルや GEPS の利用にあたり、Windows 端末においてブラウザとして IE を利用することが想定されたような説明がマニュアルにおいてはなされている[7]。特定のデバイスからの利用に限定することなく、広く利用されることを想定したシステムの構築なり、利用方法の説明なりをする必要があるものと考えられる。

また、2019 年 1 月から、個人事業主に限り、マイナンバーカードを用いて GEPS にログインすることが可能となった。このマイナンバーおよびマイナンバーカードの活用についても今後拡大される可能性がある。あるいは、マイナポータルと調達ポータルおよび GEPS との連携といったことも検討されるかもしれない。それら連携を通じて、例えば添付資料の削減を図るなど、利用者の利便性向上に通じる取り組みが求められている点も GEPS に係る課題として指摘され得る。

8. おわりに

本研究は、2014 年 3 月から運用されている政府電子調達システム(GEPS)に着目して、その現状と課題を論じた。

同システムは、2018 年に調達ポータルが開設されて以降、同ポータルとの連携が図られ、調達の窓口としては調達ポータルが、調達に係わるオンラインでの手続処理は同システムが受け持つという関係の中で運用がなされている。

GEPS については、その利用は広がりつつあるが、いまだ電子応札率は 50%を超えた程度であり、その利用を促進することが課題となる。さらに、利用者の利便性を考慮した改善も今後求められるところである。

なお、本研究は、GEPS の現状と課題を論じることを主眼としているが、例えば、実際の利用者の声を収集するといった作業は行っていない。同システムつき、ユーザビリティやアクセシビリティに関する議論も必要とされるところであり、今後の研究課題として、利用者の視点から GEPS のあり方について検証を加えていくことがあげられる。

参考文献

1 政府電子調達(GEPS)：電子調達システムのご紹介
https://www.geps.go.jp/introduction
2 政府電子調達(GEPS)：電子調達システムのご利用について
https://www.geps.go.jp/about_system
3 調達ポータル：調達ポータルについて
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0109#c1
4 調達ポータル：利用者登録方法の選択
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0102
5 調達ポータル：利用者情報管理
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#management-info2
6 調達ポータル：利用者環境事前準備
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0122
7 政府電子調達(GEPS)：電子調達システム操作マニュアル　1　利用者環境準備 https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/b_riyosya.pdf
8 政府電子調達(GEPS)：調達ポータル概要及び必要な手続きについて https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/201809PPopen.pdf
9 調達ポータル：調達情報の検索
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101
10 政府電子調達(GEPS)：電子調達システム操作マニュアル　4 入札業務編 https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/b_nyuusatsu.pdf
11 政府電子調達(GEPS)：電子調達システム操作マニュアル　5 契約業務編　https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/b_keiyaku.pdf
12 政府電子調達(GEPS)：電子調達システム操作マニュアル
https://www.geps.go.jp/manuals
13 政府電子調達(GEPS)：FAQ・お問い合わせ
https://www.geps.go.jp/faq/all
14 政府電子調達(GEPS)：Web チュートリアル
https://www.geps.go.jp/web_tutorials
15 総務省情報流通行政局：政府電子調達(GEPS)利用者講習会
https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/b_seminar_text.pdf
16 総務省情報流通行政局：政府電子調達システム等の利便性の向上について(2018)
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20181214/181214bukai07.pdf

ⓒ 2019 Information Processing Society of Japan